

議案第 3 号

おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条例（平成18年おいらせ町条例第38号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月2日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）制定に伴う非常勤特別職職員の報酬に関する規定の改正、及びおいらせ町地域おこし協力隊の設置に伴う報酬に関する規定の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例（平成18年おいらせ町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農業委員会会長	月額33,000円
農業委員会委員	月額14,500円

」を

「

農業委員会会長	月額33,000円に、農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日1日につき6,000円以内で町長が定める額を加算した額及び農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日数に応じ予算の範囲内において町長が定める額を加算した額
農業委員会委員	月額14,500円に、農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日1日につき6,000円以内で町長が定める額を加算した額及び農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日数に応じ予算の範囲内において町長が定める額を加算した額

」に、

別表第2中

「

農地利用最適化推進委員	月額 9,700円
-------------	-----------

」を

「

農地利用最適化推進委員	月額 9,700円に、農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日1日につき 6,000円以内で町長が定める額を加算した額及び農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日数に応じ予算の範囲内において町長が定める額を加算した額
-------------	--

」に、

「

防災危機管理専門員	月額 208,300円
-----------	-------------

」を

「

防災危機管理専門員	月額 208,300円
地域おこし協力隊	月額 166,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のおいらせ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条例の農業委員会会長及び農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬額の規定は、平成28年4月1日から適用する。